

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の趣旨等について

高齢者保健福祉計画

1 計画策定の趣旨

- ・ 府中市は、平成 15 年 5 月に「府中市福祉計画－みんなでつくる、みんなの福祉－」を策定し、「安心していきいきと暮らせるまちづくり」の実現に向けて、積極的に地域福祉の充実に努めてきた。
- ・ 団塊世代が 65 歳以上となる平成 27 年（2015 年）には、日本の 65 歳以上人口は 26.0% に達すると見込まれている。
- ・ 府中市でも高齢化が進むことから、住み慣れた地域で高齢者が健康でいきいきと暮らすための施策展開が求められている。
- ・ 府中市高齢者保健福祉計画は、このような社会状況の変化や、高齢者をとりまく新しい課題に対応した施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。

2 計画の位置づけ

- ・ この計画は、「第 5 次府中市総合計画」及び国、東京都の関連する計画と整合性を図って策定されるものである。
- ・ この計画は、老人保健法第 46 条の 18 に規定された「市町村老人保健計画」、老人福祉法第 20 条の 8 に規定された「市町村老人福祉計画」である。
- ・ この計画は、介護保険法に基づく「第 3 期介護保険事業計画」と一体的に策定されるよう、同一の計画期間をもって策定する。

3 計画の期間

- ・ この計画の期間は平成 18 年度（2006 年度）から平成 20 年度（2008 年度）までの 3 年間とする。

介護保険事業計画

1 計画策定の趣旨

- ・ 介護保険制度は、介護が必要な高齢者に対して必要なサービスを一体的、総合的に提供するとともに、保険料及び公費負担を基盤として社会全体で介護体制を支えるしくみとして発足した。介護保険制度が発足してから 5 年が経過し、高齢者介護をめぐるさまざまな課題が見え、新たな課題に対応するため、平成 17 年 6 月に介護保険法が改正されたところである。
- ・ 介護保険法の改正では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、①介護予防の推進、②地域ケアの推進と施設サービスの見直しを基本的な考え方として掲げている。
- ・ この第 3 期介護保険事業計画は、改正介護保険法に基づき、策定するものである。

2 計画の位置づけ

- ・ 介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づき、府中市の住民が日常生活を営む地域として定める区域ごとの地域密着型サービスや、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みならびに見込み量の確保のための方策を定めるものである。また地域支援事業に要する費用と見込み量を定めるほか、介護予防、介護給付等サービスの円滑な提供と地域支援事業の円滑な実施を図る事業に関する事項を定めるものである。
- ・ この計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画及び老人保健法に基づく老人保健計画を包括する「府中市高齢者保健福祉計画」との整合性を保つために、同一の計画期間をもって策定する。

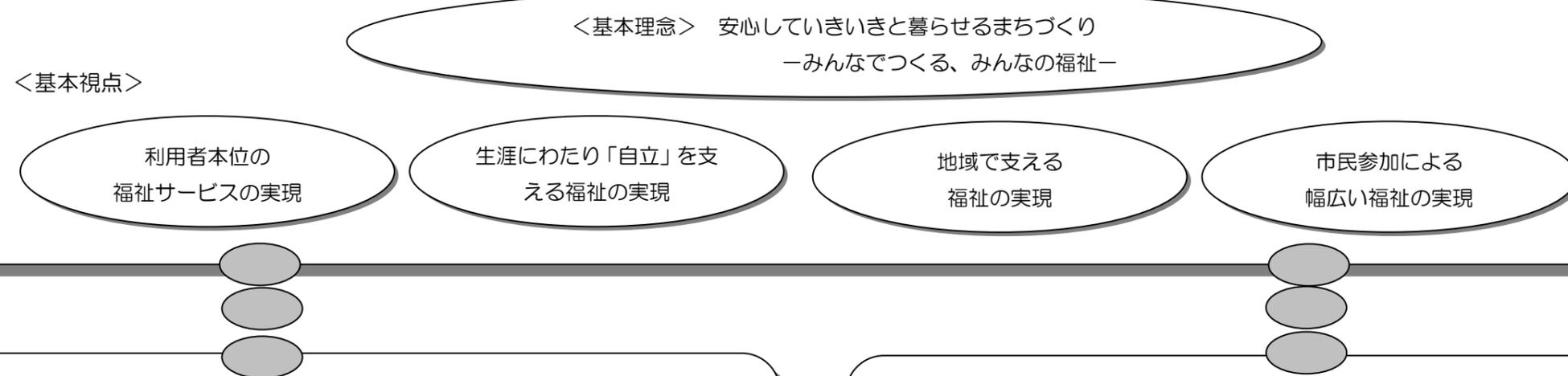
3 計画の期間

- ・ この計画の期間は平成 18 年度（2006 年度）から平成 20 年度（2008 年度）までの 3 年間とする。

府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の理念と視点

基本理念

- ・ 社会福祉法第3条には、福祉サービスの基本理念として、また、介護保険制度改革でも「尊厳の保持」がうたわれた。
- ・ 第5次府中市総合計画では、市民が主体となり、みんなにやさしく、安心して快適に暮らすことができるよう、「人間性の尊重」を基本理念として「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」の実現を目指している。
- ・ わが国では10年後の2015年には団塊の世代が高齢期にさしかかる高齢化の上り坂に差しかかり、府中市でも本格的な高齢社会を迎えることとなる。
- ・ 以上をふまえ、2015年を展望しつつ、地域の人々と行政や福祉関係者が互いに協力し、市民が人として尊重され、生涯にわたり地域で自立して生き生きと生活できる豊かな社会を築くことが重要である。
- ・ 計画の基本理念は「地域福祉計画」（平成15年3月）の「基本理念」及び「基本視点」を共通の理念・視点として踏襲し、高齢者保健福祉施策と介護保険事業の体制づくりなど、一体的な視点で計画をつくる。一方両計画は、それぞれの法体系のもとで策定される計画であるため、より具体的な施策展開が図れるよう、施策展開の考え方をうたい、推進する。



高齢者保健福祉施策の展開の考え方

<考え方（案）>

- 介護予防のまちづくりを進める
- 地域で支え合うしくみをつくる
- 安心して安全な暮らしを実現する

<体系>

- 1 利用者本位のサービスの実現のために
- 2 安心して暮らし続けるために
- 3 地域で支える福祉をめざして
- 4 とともに暮らす福祉をめざして

介護保険事業の展開の考え方

<考え方（案）>

- 地域に密着した介護サービスの基盤整備を進める
- サービスの質の向上を図る
- 円滑な介護保険制度の運営をめざす

<体系>

- 1 介護給付サービス
- 2 新・予防給付（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス）
- 3 地域密着型サービス
- 4 地域支援事業の展開
- 5 地域包括支援センター等拠点と体制づくり

※本案はたたき台であり、本日のご討議をふまえて、再度第4回の各計画の素案へと反映させていきたいと考えています。